

平成20年度第2回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成20年度第2回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成21年2月13日(金) 午前10時00分～10時50分
場所	宇治市役所5階 501会議室
出席者	(委員) 市川委員 松岡委員 尾形委員 近藤委員 中筋委員 保田委員 柴田委員 吉田委員 (事務局) 倉谷広報課長 遠坂広報課主幹 堀井主任 加賀爪主事 (実施機関) 栢木市民環境部参事兼事業課長 高橋事業課業務係長 吉田事業課業務係主査 大本事業課業務係主任 河野事業課業務係主任 (傍聴者) 1名
1	開会
2	本日の手順について説明(事務局) 本日の審議事項および配布資料について説明した。
3	審議事項① 平成20年度第1回個人情報保護審議会会議録について (1) 概要説明(事務局) 事務局より、前回の会議録の案について、事前に出席委員に送付し、出された意見を踏まえて修正した内容となっていることの説明があった。 (2) 結論 原案のとおり確定した。
4	審議事項② 宇治市個人情報保護審議会の会議の公開に関する要領の改正について (1) 概要説明(事務局) 事務局より、資料2に沿って、個人情報保護審議会の会議の公開に関する要領の改正案について説明があった。 (2) 質疑応答 (委員) 会議録案の点検について、現在まで郵送によるやりとりを書面で行っているが、修正が多い場合、書面へ直接記載する方法は無駄が多いため、会議録案をメールによりファイルでいただければありがたい。 改正案中の「郵送」とは、広い意味でこれを含むと解釈してよいか。 (事務局) 事務的には、メールの添付ファイルで送信することは可能である。 (会長) 希望する委員にはメールで送る。会議録案に、メールでの送信が憚られる内容が含まれている場合については、個別に相談するというところでどうか。 (委員) それでよい。

(3) 結論

原案のとおり確定した。

5 報告事項① 統計法の改正に伴う宇治市個人情報保護条例の改正について

(1) 概要説明（事務局）

事務局より、資料3に沿って、平成21年3月議会に提出する予定である、統計法等の改正に伴う個人情報保護条例の改正案について説明があった。

(2) 質疑応答

(委員) 基本的には、法律の改正に伴って、法律に対応したかたちで条例を改正するということである。

現行の規定の「指定統計を作成するために集められた個人情報」に対応するものが、新しい統計法では「基幹統計調査」と「一般統計調査」ということであるが、新しい統計法の2条6項と7項の「基幹統計調査」と「一般統計調査」が、現行の「指定統計」に当たるということか。

(事務局) そうである。

(委員) 基幹統計調査と一般統計調査とはどういうものか。

(事務局) 資料を用意し、提供させていただく。

(委員) 現行の規定の「指定統計」と、新しい規定の「基幹統計調査」「一般統計調査」が同じであるということが分かればよいので、それは確認しておいた方がよい。

(委員) 異議があるわけではないが、「統計法に定める調査」と、一括して規定できないのか。現行の規定は、統計法の中の全部ではなくて、ピックアップしたものだけを除外しているのか。

(事務局) そうである。新しい規定では、国勢調査や国民経済計算の他、総務大臣が指定するものを基幹統計として位置付けているが、何をもちょう重要とするのかは資料として準備できていない。

(委員) 適用除外の規定であるので、やはり限定的であるべきであろう。個別の法律上の根拠があれば、その例外規定が個別に適用される。一括して適用除外とする場合は、限定して考えるという考え方で条例は作られているのではないか。

(事務局が確認後、改めて説明することとなった。)

6 報告事項② 宇治市ふれあい収集事業における個人情報の取扱いについて

(1) 概要説明（実施機関）

実施機関より、資料4に沿って、宇治市ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）の事業の概要について説明があった。

(2) 質疑応答

(委員) 今まで、ホームヘルパー等がごみ出しをしているが、それらの作業を少なくするためにこの事業をするのか。

(実施機関) それもある。現在、午前収集と午後収集の2区分に分けて収集している。例えば、午前の地域では午前9時までにごみを出す必要があるが、ホームヘルパーが9時までにいるかどうかという問題もあり、それらの問題もこの事業により解決するのではと考えている。

(委員) すると、対象者に「他者の協力を得ることができない者」とあるが、これは、ホームヘルパーがいても現実にごみ出しのタイミング等を勘案して協力を得ることが困難な場合という意味か。

(実施機関) そうである。

(委員) 代理利用申請について、要項第3条第2項の「福祉関係者」とは、どの範囲まで含んでいるのか。

(実施機関) ホームヘルパー以外にも、介護福祉士や介護福祉施設の関係者も申請していただけると考えている。隣近所の方等からの申請があれば、柔軟に考えていきたい。

(委員) 制度の運用から考えると弾力的な対応が望ましい。しかし、個人情報の関係では、申請書の委任欄に続柄を記載する欄があるが、近所の住人に個人情報の提供を依頼するというのも想定され、そういったことは個人情報保護の関係上問題とはならないか。

(委員) 代理と代行が混同されている気がする。本人が意思決定をしていますが、こういった申請書は面倒なことが多い。この申請の場合、本人が意思決定をしていますが、その意思を伝えるだけということではよいか。

(実施機関) そうである。

(委員) 代理とは、本来の意味でいうと、本人は意思決定をせずに代理人が意思決定をするので、個人情報の場合、本当に代理人が決定してもいいのかという疑問が少し残る。

あまりやかましく言うと、さきほどご発言があったように、制度の運用をあまりにも縛ってしまうので難しい面があるが、そこは議論して解決しておく方がよい。

(実施機関) 他市の事例を見ていると、介護福祉施設を通してでなければ申し込めないということになっているところがある。これは、事務局の手間を省くという意味もあると思うが、利用者をなるべく少なくする意図が覗えないでもない。そのような規定を設けているところは、大変利用者が少ない。宇治市の場合は、該当するかしないかグレーゾーンの方にもできるだけサービスを提供していこうという考え方で、幅広くしている。

要項上の「代理」は、法律上の代理とはならないと考える。代行の意味に近い。

(委員) 代行の意味であれば問題はない。本人が意思決定をしているが、書類を出

すだけであれば、全く問題はない。

(委員) 基本的にはこの利用申請書の書き方からすると、身体的には困難な状況であるが、1人で住んでいて、その判断ができる方を対象としているということではないか。

(委員) 先ほどの例でいうと、寝たきりといっても、体が動かないという状況であれば、まさに代理ではなく代行なので、全く問題はない。

(実施機関) 用語等の問題については、整理をさせていただく。

(委員) 2ページ目の「個人情報の取扱い」として列挙されているものについては、これをどこまで申請者ないし利用者に理解してもらえるのかということがあると思う。根拠規定の何条何項までの説明は不要であると思うが、「このようなあなたの情報を、このように使うことがある」ということについては、ある程度説明する必要がある。

申請書を見ると、一番下に「次のことに承諾します」とあって、4番から6番がそれに該当する説明箇所になっていると思うが、説明あるいは承諾に関係する利用者との接点は、この3つの項目に尽きるのか。それとも、別途、分かりやすい大きな文字で書いたものを配ったりする予定はあるのか。

利用する人が、自分の個人情報をどのような場合にどのように使われるのかということを知りやすいかたちでお知らせする必要があるかと思うがどうか。

(実施機関) この制度を実施するにあたっては、事前の啓発が非常に大切であるので、市政だより等の一般的な啓発と併せて、福祉施設等を通じてチラシを作成、配布し、啓発をしていきたい。

ご指摘の点については、別途、申請書の記入方法や申請書の説明書等を作成し、一緒に配布する予定である。

(会長) 個人情報の目的外利用と個人情報の提供は、さきほどご指摘の、利用申請書でいう5番と6番に対応している。

さきほど問題となった代理申請は、上の「委任します」という欄に印を押すことで本人の同意ということになる。

問題の5番と6番については、いろいろなかたちで本人にきちんと理解していただくようお願いしたい。

実際、調査に行き、打ち合わせもするとのことであるので、その際にきちんと説明していただく、あるいは、利用の手引きのようなものの中に、分かりやすく記載していただくということで、検討をお願いしたい。

基本的には、非常によいことである。市としては、できるだけ広く利用していただけるようにしたいとのことであるので、ぜひ、その方向でやっていただきたいが、個人情報の保護という観点からは、いくつか注文がついたので、その点を踏まえて検討していただきたい。

(3) 結論

審議会は、報告事項につき了承した。

7 報告事項① 統計法の改正に伴う宇治市個人情報保護条例の改正について（5の続き）

(1) 質疑応答

(事務局) 資料では、基幹統計調査とは、具体例では国勢統計、内閣府が作成する国民経済計算、業務統計や加工統計といった、若干抽象的に括られてはいるが、そういったものを基幹統計と位置付けることとなっている。その基幹統計調査以外のものを一般統計調査という、法律の改正案ではなっている。業務統計や加工統計等は、どういった統計がそれに当たるかという一覧等はあるはずであるが、それは担当課に確認し、資料で提供させていただければと思っている。

大きくは、基幹統計調査というものは総務大臣が指定する重要な統計調査と位置付け、それ以外は一般統計調査とする。そして、その2つの調査に基づいて作成した調査票に含まれる個人情報については適用除外とする、ということになる。

(委員) 一般統計調査も、旧法の指定統計に当たるということでよいか。

(事務局) ほとんど入る。

(委員) 従来の指定統計が、最も重要なものである基幹統計調査と、その他の一般統計調査に分かれたという理解でよいか。

(事務局) それでよい。

(委員) ということであれば、条文の対応はこういうことになる。

(2) 結論

審議会は、報告事項につき了承した。

8 次回審議会の日程調整について

次回の開催について、以下の日程において開催することが確認された。

次回 平成21年3月26日(木) 午前10時～

9 閉会

(会長署名)